

# 一般社団法人 長野市薬剤師会細則

平成25年3月22日制定

平成25年4月1日施行

平成27年6月17日改定

## 第1章 総 則

- 第1条 本細則は、一般社団法人長野市薬剤師会（以下「本会」という。）定款第41条及び第42条に基づき、その施行について必要な事項を定める。
- 第2条 理事の会務分掌は、会長がこれを定める。
- 第3条 常務理事会は一般会務を執行し、これを処理する。
- 第4条 会務を執行するため次の部及び委員会を置き、理事において分掌する。  
また、必要に応じて委員会及び小委員会を置き、これも理事が分掌する。  
各部会、委員会の部員、委員は正会員の中から会長が委嘱する。  
(1)財政部 (2)広報社会活動部 (3)厚生部 (4)開局部 (5)保険部  
(6)在宅医療相談部 (7)現業部（検査センター・長野薬局）  
(8)情報・学術部 (9)生涯教育部 (10) 薬学生実務実習研修部  
(11)総務委員会(12)検査センター運営委員会 (13)支援センター運営委員会  
(14)保険薬局・信州健康サポート薬局検討委員会 (15)表彰選考委員会  
(16)個人情報・苦情処理委員会 (17)調剤過誤防止委員会  
(18)医薬品情報検討委員会

## 第2章 会 務 分 掌

- 第5条 会長は、会務を総括し関係団体との協調をはかり公的委員会への協力を執り行う。
2. 副会長は、会務の総括を補佐し、各部を分掌して総括する。
  3. 各部の分掌会務は、次のとおりとする。
    - ① 財政部
      - 本会の一般会計及び各種特別会計の経理に関する事項
      - 財産管理に関する事項
      - 財政計画に関する事項
      - その他財政経理に関する事項
    - ② 広報社会活動部
      - 機関誌等の発行に関する事項
      - 地域住民への薬剤師職能の啓発に関する事項
      - 広報全般に関する事項
      - 地域社会教育活動に関する事項
    - ③ 厚生部
      - 会員と職員の福利厚生に関する事項
      - 日本薬剤師会共済部及び長野県薬剤師会共済部の事業に関する事項

- ④ 開局部（店舗販売業、卸含む）
  - かかりつけ薬局による面分業に関する事項
  - 医薬品販売に関する事項
  - 開局と病院診療所との間の連携強化に関する事項
  - FAXの運営に関する事項
  - 備蓄薬品の整備充実に関する事項
  - 薬局等の業務に関する事項
  - 保険業務に関する事項
  - 備蓄薬品リストの発行に関する事項
  - 薬業関係団体との連携に関する事項
- ⑤ 保険部
  - 各種保険の実務に関する事項
  - 調剤技術、服薬指導に関する事項
  - 薬歴に関する事項研修会の計画及び実施
  - 各種資料の作成と整備
  - 保険薬局の法的整備と台帳の整備
- ⑥ 在宅医療相談部
  - 在宅医療及び介護相談に関する事項
  - ケアマネジャーの養成と研修に関する事項
  - 介護認定審査会との連携に関する事項
- ⑦ 現業部（検査センター・長野薬局）
  - 現業職員の資質向上に関する事項
- ⑧ 情報・学術部
  - 歯科処方例集の発行
  - 情報学術に関する事項
  - 学術大会及び各種研修会への参加促進に関する事項
  - 三師会学術講演会に関する事項
- ⑨ 生涯教育部
  - 薬剤師の生涯教育の計画と実施に関する事項
- ⑩ 薬学生実務実習研修部
  - 6年制薬学生の実務実習に関する事項
- ⑪ 総務委員会
  - 会務全般の掌握事項
  - 表彰に関する事項
  - 規約に関する事項
  - 会並びに構成各組織の諸活動を円滑に行うための諸事項
  - 職員の人事に関する事項
  - その他、他の部に属さない事項
- ⑫ 検査センター運営委員会
  - 検査センターの運営管理に関する事項
  - 薬局における医薬品試験検査に関する事項
  - 薬剤師、薬学生等の検査研修に関する事項

- ⑬ 支援センター運営委員会
  - 会営薬局の運営管理に関する事項
  - F a x の運営管理に関する事項
  - 医薬分業推進支援センターの活用に関する事項
  - 支援センター情報等の発行
  - 薬剤師、薬学生等の調剤業務の研修に関する事項
- ⑭ 保険薬局・信州健康サポート薬局検討委員会
  - 新規保険薬局に関する事項
  - 信州健康サポート薬局制度に関する事項
- ⑮ 表彰選考委員会
  - 会員、職員の表彰選考に関する事項
- ⑯ 個人情報保護・苦情委員会
  - 個人情報保護に関する事項
  - 苦情処理に関する事項
- ⑰ 調剤過誤防止委員会
  - 医薬品の安全管理に関する事項
  - 調剤過誤防止及び調剤事故処理に関する事項
- ⑱ 医薬品情報検討委員会
  - 医薬品提供ガイドラインの検討に関する事項

### 第3章 事務局

- 第6条 事務局に事務局長を置き、事務局長は会長の命を受け、職員を指揮して本会の事業を掌理する。
- 第7条 事務局の組織は、事務部、薬剤部、検査部とする。事務部には総務課、総務係及び会計課、会計係を置く。  
 薬剤部には薬剤課、薬剤係を置く。  
 検査部に検査課、検査係を置く。
- 2 各部に部長を置き、部長は事務局長の命を受け各部の業務を掌理する。
- 3 各課に課長及び係長を置き、課長及び係長は部長の命を受け、各課及び各係の業務を掌理する。
- 第8条 各課の業務範囲は次の各号のとおりとする。
- (1) 総務課は会務、庶務全般、法規、組織運営の調整等の業務を行うものとする。
  - (2) 会計課は経理一般財産管理その他会計経理に関する業務を行うものとする。
  - (3) 薬剤課は、調剤業務の他、これに関連する業務を行うものとする。
  - (4) 検査課は、検査業務の他、これに関連する業務を行うものとする。
- 第9条 この細則の改廃は、理事会の議決によるものとする。

## 附則

本会は、理事会の決議により学校薬剤師会、女性薬剤師会、病院診療所薬剤師会、行政薬剤師会、一般の職域薬剤師会等を協力団体とし助成することができる。

2. 協力団体との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
3. この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第301条に定める一般社団法人設立登記の日から施行する。